

倉敷市小規模工事（修繕）契約希望者登録要綱

平成18年12月20日

告示第763号

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する小規模工事（修繕）について、市内の小規模な事業者の受注機会の拡大を図るため、契約希望者の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この要綱の適用の対象となる小規模工事（修繕）は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる修繕契約に係るものであって、1件の予定金額が50万円未満のものとする。

（登録資格）

第3条 契約希望者として登録することができる者は、本市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1） 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者であって復権を得ていないもの
- （2） 契約希望者又は契約希望者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- （3） 倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第207号）第7条の規定による入札参加資格を有する者
- （4） 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- （5） 市税を滞納している者
- （6） 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当であると市長が認める者

（登録申請）

第4条 契約希望者は、所定の登録申請書に次に掲げる書類を添えて、2年に1回別に定める期間（以下「定期受付期間」という。）内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、定期受付期間外に申請することができる。

- （1） 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行する身分証明書
- （2） 市税の納税（完納）証明書
- （3） 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を証するものの写し
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、定期受付期間の属する年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。ただし、定期受付期間外の申請に係る有効期間の開始日は、登録名簿に登載された日とする。

(名簿への登載等)

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、これを審査し、登録の適否を決定し、適当と認めるときは、登録名簿に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかに所定の変更・廃止届を市長に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する場合)

第8条 第4条及び前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行う場合は、倉敷市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成17年倉敷市条例第5号)の例による。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 破産したとき。
- (3) 契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

(登録者の取扱い)

第10条 市長は、小規模工事(修繕)に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者を積極的に活用するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（令和6年2月14日告示第65号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。